





5316



殊號

事略上

日本天皇の御事

日本國王の御事

本羽黒羽の天子御事本の事

實物の天子御事の王日本國王御事本の事

以上

藏書

卷之六

六

まほのむかが西の日が西の事  
事は東洋へとるにあたるの事

日本國主の事

日本天皇の事



本物の事異物の史書小石にて後漢の内を記  
す魏の代より以来倭主倭國主倭ぬ國主と  
名ハ皆日本天皇の下すて魏の時  
アモト倭主と名ハ神皇后の内事也  
晋宋齊梁の間倭國主自ら倭均節故督  
倭百濟新羅經加羅秦韓慕韓等國考  
軍事と稱て至國後とて東西征虜冠軍

輔國等のぬ軍小除すアドスルト事ハ在る廢帝  
又ハ元泰安康雄略主代の天皇の御代事アリ  
アマリトアリテ羅朝の書小外國の君と  
称してモ國主トモリヒリハセの史後とのく  
我在御の天子とおもふれなシキトハルト事は  
論すリト及ムヒテ後清の煥帝のセアム  
佛國主をもる書小日出處天子波書ノ日後處  
天子トモリヒリ由ソクチラ洋ナリヨハスル  
ウリトモリトモリヒリ天子書小外國天皇の  
清の代とて始ヒテミテ主後唐の代アリミテ

アマサアリトハ日車は右の倭國也其王ノ初天孫中  
ち矣歟小玉てハ皆以尊る號ト矣歟の子神武  
ノ後ハ文ノ天皇也號トニテアリ言物の主小外國  
天皇トヒリサアリ天皇の御代事アリテ羅朝  
安融院永親の初年天皇代ニ御崩御令小の書ヒテ波  
渡モト在御の宣年天皇代ニ御崩御令小の書ヒテ波  
天子小歎すこれよりヒリト在御天皇の御事ヒテ波  
洋小字アリテ波國代の史書アリト而モ源氏ノ歴  
え明の史書アリト小字ヒテ波、宋史小  
字ヒテ在御代ニ天皇の御事ヒテ波、宋史小

日本天皇曰本國王の御事とウラアリて天宣れ  
御事は四事小馬アシマと輪ワカアド也  
國王の御事と車ウケ也と云ふ也と云ふ也  
御事の書ウカフは日本天皇代序ハセて本約の  
日本國王代序ハセて詳ハシか書ハシて本約の  
御事と車ウケ也と云ふ也と云ふ也

同本國主の沙室

室町の事ハシマ  
日本國王ハシマ沙ハシマ通ハシマ軍ハシマ  
朝ハシマの沙ハシマとハシマ國王ハシマの娘ハシマ京幼ハシマ代ハシマ公方ハシマ  
古事ハシマ管ハシマ日本國王ハシマとハシマセハシマ多ハシマ鹿ハシマ荒ハシマ渡ハシマ  
ム方ハシマ西ハシマの太家ハシマの附ハシマ日本國王ハシマ小封ハシマとハシマ

夢遊乃後キヨラ後ケーラ小參シヤウ始玉とシタマツよ遊シナリヤと毛シナリヤ賜シナリヤ也シナリヤ是シナリヤ也シナリヤ  
後シナリヤと通シナリヤ也シナリヤ日本シナリヤ小國シナリヤ以シナリヤ之シナリヤ同シナリヤ嗣シナリヤ也シナリヤ東シナリヤ黑シナリヤ  
朝シナリヤの爵シナリヤとシナリヤ御シナリヤりシナリヤ義シナリヤ滿シナリヤかシナリヤ時シナリヤ小シナリヤ原シナリヤ、  
はシナリヤとシナリヤ待シナリヤす車シナリヤ、日本シナリヤの犯シナリヤ也シナリヤ之シナリヤ是シナリヤ也シナリヤ  
詣シナリヤもシナリヤわシナリヤ、誠シナリヤとシナリヤ、了シナリヤセシナリヤとシナリヤす、  
而シナリヤ乃シナリヤ神シナリヤの附シナリヤ也シナリヤ、日本シナリヤ國シナリヤ主シナリヤと  
うく重シナリヤ也シナリヤ、是シナリヤすとシナリヤ主シナリヤ使シナリヤとシナリヤ、  
而シナリヤ故シナリヤ禮シナリヤとシナリヤ官シナリヤ小シナリヤ神シナリヤ也シナリヤ、冠服シナリヤとシナリヤ、  
秀吉シナリヤ乃シナリヤ其シナリヤ封シナリヤ爵シナリヤとシナリヤ、  
而シナリヤせシナリヤとシナリヤ御シナリヤ筆シナリヤの書シナリヤ、  
すシナリヤ、  
曰シナリヤ、  
其シナリヤ國王シナリヤ我シナリヤ國シナリヤ小シナリヤ將シナリヤもシナリヤ書シナリヤ、  
小シナリヤ日シナリヤ國シナリヤ主シナリヤ。

文書 来事には秀吉の時と前とすまし代の  
書式の事はトリをも

本朝文類の天子は書式の事

宣翁の書小範 青宗の代に後國王と表へ天子  
詔書と後國王と賜ふのである事を本朝の  
國史に記すれども在源下天子とある事あり、  
併し宣翁の歴代の史小志あらず而最も詳く  
其事可とほりかばわざふされはまじひ  
本朝より三韓の地へ宣翁一日本府の寧波

本朝天皇の命と取てく。宣翁の天子は朝聘也  
本朝の天子とぞくらう。之韓の國の今の大羅尼  
漢土の東を下りて上せり。其と一國の地  
服御セリ。御小袖切。皇后の沙門ありく。之韓  
内國。本朝西蕃の事。日本本府の寧波。日本本  
府を地。日本本府の寧波。日本本府の寧波。日本  
新羅も慶州の國。やまとすれしなの小式。本  
ノもまた日本本府の寧波。之と國天子の威。寧波  
修りて新羅。諸藩の心を被服。すくきふ。本朝聘の事  
百濟高麗を滅びて三韓の地と號せらき。初  
朴内官后新羅を征セリ。之と齊の天皇の代の未玉にて  
ノもまた本朝の天皇。凡二十四代唐數。もし四百  
四十七年の天皇。三韓の地皆是本朝藩臣の國  
そりき。之後高麗また新羅と滅びてその小

王と爲り、歴世久しくて其後乃ちより國を奪  
ふ。今のが解り得るは、もと康乃まほの國を  
去君の國と奪ひ人せよてこれに事の由成  
つもふ。さて、今は文津御子御子は、御子の  
清の楊帝太葉三年、倭國王朝貢す其書、  
日知書天子の書、日知書天子の書、あらかじめ  
うかはむれ推古天皇の沙門のり也。御子の  
内國史小載、西は、波國史小志多也。而當  
かず日本書紀、推古天皇十五年の秋唐國小使を  
かへるが、天武天皇の時代、日本書紀と撰じて  
かへるが、言ぬて、是は唐の代、あれりとてうそて  
ゆきとて、十六の後を以て、波國の後を以て、  
清國の後を以て、十六の後を以て、波國の後を

波國の後を以て、書小官帝向倭王と書  
かへるが、是は、本物の經籍後修紀と稱するが、  
且ひらかは、此時我國の書籍、いまと多く、  
かへるが、清國の使とつ、ハルカ書籍と實相合  
る。又清の天子の碑、さるそ書小官出處  
天皇の書、日本書、天子の書、され清帝又波  
我國の使と云ふが、天子の書、向倭王と書  
さるかは、和國波國の史小官、一例れ  
りと云ふが、其使と書かれず、其書と號ひて  
東天皇向西天皇、帝と書かれて、是と云ふが、  
日本書化して、書化したと、清帝の書、清帝と  
あるが、これと、と經籍後修紀から、清王と書  
かれて、日本書化して、書化したと、甲申書紀、聖  
教を子供を  
おねえの沙門と云ふ稱して、本家から、書化成

言鈞也の史臣の書法の事ちくしれじ  
経籍後仰仰不<sup>レ</sup>而と之本の宣と仰<sup>レ</sup>と云  
唐の太宗貞觀五年倭國の王使を遣して入納せ  
た家を使してその國小使<sup>ニ</sup>よりは後も主とされ  
争ひて平ら<sup>シ</sup>天子の命と宣すて意をへて  
して又小勃政の使名を賜<sup>シ</sup>と書せりと云ふ  
そく<sup>シ</sup>其の主も其の國史小載<sup>シ</sup>と云ふ  
日本書紀に舒明天皇二年の林原國小使とす  
内<sup>シ</sup>の狀中納乃使ゆる原唐章乃使事<sup>ト</sup>八年  
の云主使を<sup>シ</sup>とあるが<sup>シ</sup>も彼と申す  
ゆ

事事の不<sup>レ</sup>仰仰<sup>シ</sup>い時の記は唐の國書の事と載  
寫<sup>シ</sup>ふ及<sup>シ</sup>うな<sup>シ</sup>其書式安礼也と云ふれど  
して是<sup>シ</sup>事も<sup>シ</sup>と云鈞の書小<sup>シ</sup>は志  
あれや或<sup>シ</sup>書記<sup>シ</sup>隋帝の書事<sup>シ</sup>は事<sup>シ</sup>は志<sup>シ</sup>小  
かれも<sup>シ</sup>と云<sup>シ</sup>唐章の書事<sup>シ</sup>は志<sup>シ</sup>小<sup>シ</sup>は志<sup>シ</sup>小  
かき<sup>シ</sup>なる也<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>後聖武天皇天平季中小唐言家  
卒<sup>シ</sup>勅<sup>シ</sup>書<sup>シ</sup>事<sup>シ</sup>も國史<sup>シ</sup>は志<sup>シ</sup>と云<sup>シ</sup>と  
唐の賀相張九齡の文集東<sup>シ</sup>文苑英華<sup>シ</sup>書<sup>シ</sup>  
すうち其書<sup>シ</sup>は初日<sup>シ</sup>在國主<sup>シ</sup>の樂美術德と  
考<sup>シ</sup>あられすから張九齡の草<sup>シ</sup>也<sup>シ</sup>大國の

日本と失ひてゐるが  
おほくも書はれてゐるが  
勅して我國をさすゆゑ  
ちよ書とお船ボウと申す例  
されし事ジテアフミ  
が國カニの爲シテ天皇と稱スルす  
又國王カニの爲シテ天皇と稱スルす  
か義ヨシと稱すふ言ハシマの文字モチキとあるが  
其ハシマの文字モチキとあるが  
國主カニと申す義ヨシ小和コハて、  
國主カニと申す義ヨシ大國オオカニの天皇カニ余カニセラリの而ヒテ所シテ  
とねり主カニ的カニ樂美御ヨシミヤ傳タケシマを承ムツメシマて我國天皇カニと申す  
おほくも書はれてゐるが

之を以て唐のせずかひを取天皇は  
内ふゆ事も御室のちよの彼に小耳れり色  
行多院えの初よ宗圓の牒テフ大寧府  
ありふ共清洞シヨウジされシテ邊牒ヒツヂ  
事々ひき又中約ム式令シキリョウ乃詔書セイジの式と稱する  
集編シツハイノ本乃天皇ち唐小詔書セイジとちくわせ  
と御チラ、又義詔ギセイには主由と曰ひて又後  
天皇迄居エニワタリ主由遣唐大は藤原望能能成度  
主て其福川銀主候小販クニヤフ主むかねの天皇

宣和の天子と聘問と毎せらうふ書と見られし例  
わにとある草書は釋迦の御法を取て天皇  
乃伊内清帝と書と改めりより後へかの天皇  
宣和の天子と書と改めり中はすと見えし今  
集経の法はやまとふ仰る又右の附之拂の國  
乃藩王かの天皇上表すと云ふ事は皆く國王  
此と勅經勅函も藤原の國王すと云はばく國王  
俯すと書て天皇とて仰りアリセカの天皇の  
邦書は天皇教問其國をあれらればに代て國史が

そぞろ

異物の李和國の王曰乎國王と書と式なり  
えのせむの代かぬて曰乎國王と書とありて其入  
貞の事と勅セカヒ事序と書ひよ主事小部へす  
事のきのよあす其役と通金小石を就けんと  
斬て王とけとてせむゆふ堪能せ大え高麗  
の軍と云て日本と云ふと十万の兵を率ひ  
そのつぶ六人共後成家経と嗣経と傳二山と傳  
とて日本國王と書とありて日本の人皆小

とす所と其代の史小説も、本物ではない後  
後すゑ後御在位のうえく海内反、家を排斥され  
報主の時はありまことのうえ日本の國事書と稱し  
事は此時とて始てすべく御了せの人れて幕府の  
ちよ城内の方々書を賜ひりてすら御了す  
は附の書或は大蒙古國皇帝奉書、日本國事と  
うれきしに我國と乍らいまと定まつてゐる  
をうちひ事の如くえぬの使對る國として塔ニ多  
せねばどの、我國の事ともうす同様のものなり  
諸良洞こそその事もと様りと我國の使せりる。

は度の彼國樂の守護ゆよざまれ事とて總て  
後御在位中は日本國事とて日本國事とて  
名號風流土宜とて日本國事とて日本國事とて  
大小のみ事とて總合後御在位中は日本國事とて  
あ内とて日本國事とて日本國事とて日本國事とて  
而ち又成宗の附御一山と我國小源れりとて  
海内とて御在位御在位御在位御在位御在位  
書と總合御在位御在位御在位御在位御在位  
内とて御在位御在位御在位御在位御在位  
報主とて御在位御在位御在位御在位御在位  
始末とつまふもあすきな文長れりとて  
略す。蒙古とて世祖の上り御在位御在位御在位  
高代の國事とてえ滅び後御在位御在位御在位

日本國王良懷より墨書を賜ふ事度小乃の後  
レシテハア内官とて日本國王再承日本公使の軍事  
移書セリハムシカニシテ日本國王所持  
ノトメ、も却後能耐役ノ室子懷食ヤスオ、  
園主タチバナ牧主マツシキすに西將軍の宣旨と  
シテシテ其處に奉事奉業、  
乃方ナカニ日本國王之已西將軍  
の事也トセドヤ、沙門也内の方事、彼とつゝ引  
度シテ少々の事と云ふ事也、我國書の事、つづき

廿二日午四時の天子小ままで奉表せとて御内  
侍御／ものを一通そちらも書洞とアラシの天子  
乃御奉事ヒヅカヘ海モトニ申セテアラモトの筆書  
札の絵書ノ中#小ま表小差えナリ而也トアラシの  
さとわきは檜良親王の事#ハナリ申報也シ  
一書#ハ教エリ事#ビタリもの  
ウリ戒旨#ミツサムハシルレヒ  
乃納#ハト日本午四時夷の軍義満トモニヤ  
されわまゆし康苑院の公方の沙事#アラシモ  
其書詞を接すふふく義満乃御奉りトモニヤ

菊池 汝モト  
許小稿書モト  
事の源はくらべて  
太祖日本シニ國カミの國王カミノクニノクニわづカミめあく仲献チヤウ克エラ勳コノ木  
乃脩カミとて日本カミ小使カミいづりカミめ色カミはれ勲角カミアツコウカミ持明  
天皇カミノミコト御カミ親王カミノシノミコト國王カミノクニノクニ事カミアツコウカミれげ御カミ之カミ  
曰车カミ國王カミノクニノクニ稱カミハ義肉カミの御車カミとカミり  
お内カミ天皇カミノミコト後先カミ廢院カミ後カミ國獻院カミ古カミ高カミ門カミ芳カミ也カミ  
持內カミ院歎カミと稱カミトキカミり  
内カミ中カミ日カミ本カミ國王カミノクニノクニ  
義肉カミ内カミ行カミトカミ也カミ  
主度カミ達文カミの天子カミノテノシ也カミ  
内カミ左カミ社カミ之カミ也カミ  
室カミ皇カミ帝カミ汝カミ義カミ之カミ也カミ也カミ

義旨する。もしも之後太子の詔書の式を又入れ  
義海の別名をも。之後太子の詔書の式を又入れ  
向く其勅書の或は皇帝勅諭日本國之源通義と  
あるから義海薨逝の後將定院爲ノ賜ノ勅書  
は勅日午國セテ源義持トアリ。國王の  
主度宣宗英祖の代より嘗て廣院尊小教。大抵  
京泰の天子シテ無照後序。政賜ノ勅書。小  
義海の御内侍の式ノ。之後多磨太子。被ふと蒙故  
を聞ニ。詔書を奉天承宣皇帝詔丁封尔  
為日午國主。ちと尼モうち又も約内國主。宮内主。又

書とありき事に信良親とて始まつたるを  
其書式は詳り義滿の初々建文の文書より  
書式は日本國准の後源道義上書大内皇帝治下  
考るが太宗の代の永樂元年とれし表は日本國  
王長源の義とあるされ乎後源道封を行ひて之を  
内中せいまくらあす日本國元封の事は  
舊唐後益照後小内侍の時も表はる  
日本國王長源字諱伊集とあるされ宣德正統永泰等實  
約の年號と見られしを我國の舊唐後益照後の年號の事也  
表文の

式と海して、宮内の方は我國の將相と推定され  
といてねやうあり奉事へうとりて、いづくとて御せ  
うりうりは、彼國の封と角ゆるをもぐりか  
平成のまとあるうり奉事の御りしり、そやしりは  
氏と諱あるる御内の方のト、我國の官位とまて  
内年號とあるうれり、かねりくと我國の年號  
と申すうり然ちて、内年號とあるうれり、甲子  
の事とあるうり、次年號のニ事とあるうれり、  
馬之佐、案内と、諸事  
ら、とある、重き、うるをもぐり、國をもねとらむ  
半、彼國の封と申ゆせと、りり、いじらしきの事と  
うり、眞、封主の事あつて、日本國主とせ  
主能活、封主内申あつて、義滿、方一人、りり  
又、日本國主年號と見られ、申あつて、かくも、ゆゑ  
名前せば、内年號のまと、いわば、我國の年號とうちい  
らん、と、いふ、考るのまと、の年號とけらへん、

さく宣教の天皇小朝廷 又本國は書式の事  
の事すすが應きては 福島の代から康の國王元の世紀の初もと是が  
福島の代から康の國王元の世紀の初もと是が  
書と賜たましめの天皇これとを解する事は又無  
せ九年の夏勝定後ひやの公方の御の書小言と  
以てその始はじすときや 國議政府と日本の書はそ  
れの始はじま洋 之後あの代だいに我國もつへま  
書式しきは日本國姓來書ひや、朝鮮國主歎たんト又日本國  
姓來書ひや、朝鮮國主歎たんトとすされ波國の書式有  
朝鮮國主姓來書ひや、日本國歎たんト又朝鮮國主

姓來書ひや、日本國主じほんこくしゆとすふぢり 京の代だい  
日本國姓來書ひや、朝鮮じょうせんよつよつひれ 西ハ  
日本國姓來書ひや、朝鮮じょうせんよつよつひれ 西ハ  
日本國にほんこくの書かず、日本國歎たんトとのミテと、我國の  
書かず、其稱なまとすべきふのアタマアタマをめぐらす  
スス、うち日本國姓來書ひや、朝鮮じょうせんよつよつひれ  
一官一職いつかんいつしょくの稱なまとすべきひ我國にほんこくと  
號ひとすべきひの書式しきを後あとを國こくの阿あニ  
被ひ國にほんこくとの書かずは朝鮮國主姓來書ひや、日本國  
國主歎たんトとすふぢり 京の書かずは日本國  
開白爲ひらめ書かず、日本國主じほんこくしゆとすふぢり  
秀吉の書かずとすふぢりを又國こく下げの  
字じとすふぢり 京の書かずとすふぢり

殊號事略下

今代外國來聘之事

外國來書式之事

大臣の印號とことわり事

彼師の印事

印寶之事

以上

文政元年正月  
大坂の北越後守  
今村正義の筆

今代外國來聘之事

文祿之年四月日本の長胡龍の東毛と論れ又月  
其主城小入了八道（ノリカウ）乱ふ（ノリカウ）而も六月有（アリ）生  
城入（スル）胡龍主上國小島（シマ）と告げては明の季（エニギ）援軍と  
出され合戦度（ヒカル）不及（ハシナガ）大的日本和議より始ま  
其後和議やくわく事ひ軍兵（ソル）も共連りす  
七年（ノブニシテ）至る長ニキの八月大國秀吉薨（スル）是  
年の冬（クニシテ）軍と愈（スル）九月の同五日九月

國事東乃鉢終て後六十六川とくく清  
東照文小ゆ一服シモキぬちも安も東堵案呂宗木  
内國始て入貢すシタガフ年宗對馬ち義智共  
柳川考前ち調信シテも江下シテ國年明能和識の  
りと溝セラムかえき對列の使胡能カトウノまし  
事丁手手一度清シテもの乃法將のシテ手生病シテ  
てゆうゆうはじずば年義智調信シテ小ゆと義智  
渡シテつゝひやふの彼始ては東葉府の復書  
初夏長主トシも戊戌シヨウ是歲辛キンセ  
之年小ゆまた對列の使胡能カトウノ使

は國乃使全総管源文政小對乃小東も義智小  
又は國乃虜と云ふを守 いはふ、彦列の  
そのとまづをすかしてお銀の馬鹿金走とひ  
國王の歎感 九年の秋孫文政ゆ其國の傳  
松雲とせし、使 てまし小義智、つゝ、  
檣智也 同く封引もあら十年の春義智小松雲孫  
文政と云ふとて伏見の城をまち御船の役と仰て  
石川もれ其後本多猪原ちに信承元長も小松雲  
あ因幡の事と仰て我國ノ虜 ひのきの如

使出で事り、同四月にテ小主て  
右徳院殿小共國之内書信と御<sup>シテ</sup>五月清府シテ  
東照宮小宿也と幼名ミコトノメにて因軍約能勝也写  
成りぬ。即ち約能勝の事ハ約能王海よりか<sup>シテ</sup>之  
ちとすてば、すれども海小主も  
まへき文もけまはうと略す。十四年貞治多御定  
河蘭波小内國入貞アタヌキ琉球國主ナリ。  
東御す。十九年附西國入貞アタセ新伊助  
把你西國入貞す。十八年清又利西國入聘ア  
寔承文年修期把你西國入聘す。是て海爾清國  
事

海小主<sup>シテ</sup>き  
は文長<sup>シテ</sup>四

御國津原書式乃ヨ

文長六年九月海爾清國<sup>シテ</sup>書信表  
ある事御称號の事清國主國主下と云  
称す。か洋の書<sup>シテ</sup>書<sup>シテ</sup>梅子二通てと書<sup>シテ</sup>我國  
書<sup>シテ</sup>左日左國源御<sup>シテ</sup>譯<sup>シテ</sup>おもねり仰<sup>シテ</sup>安南  
國<sup>シテ</sup>耳<sup>シテ</sup>書<sup>シテ</sup>中<sup>シテ</sup>日本國太相國公と称  
日本國內大寧執<sup>シテ</sup>王殿トと稱<sup>シテ</sup>日本國左王經  
源公御下<sup>シテ</sup>おもねり申<sup>シテ</sup>。本<sup>シテ</sup>本<sup>シテ</sup>もの書<sup>シテ</sup>安<sup>シテ</sup>也

東照主を安南國アシナに遣り  
國書クウシキ此中ヒヂルも日本國  
大將軍源沖津スルタツ又曰本國役一經源沖津スルタツと云ふ事  
事アリ)  
安あかづハシメテ國書クウシキ也  
告く日本國源沖津スルタツの式也

右往後敵兵初々呂宋國ルソンに遣り  
國書クウシキには  
日本國太納言源沖津スルタツに遣され之後呂宋國ルソンに遣り  
伊助イサム把守西小の國クニに遣り  
西は日本國征夷將  
軍シヨウイイチヨウに遣りシヨウイイチヨウ日本國  
源沖津スルタツの式也シメテ 祀シヨウ  
船國主ボウクニヌシを遣り  
而は長ナガ長ナガ主ヌシを寛承  
え年エヌ小コト遣マサニて宣く日本國主ヌシ下トモリ事也

元初夏長ナガニ手ハシメテ

東照主ヒシマツを遣マサニ國クニ小コト遣マサニて宣く  
之シテ或オシテ遣マサニ手ハシメテ

十二年小

右德院敵ヒツヨウも言ヒトシ國書クウシキ小コト日本國源沖津スルタツ  
書シハシメテ傳承センシヤウ先サヘ草ハシメテ甚シテ後アフタ文和モンホ之シテ遣マサニ彼ヒ  
來カム之シテ時ヒ小コト傳承センシヤウ前マサニ禪宗センスウ的長ヒツヨウもマサニ也  
國書クウシキと草ハシメテ同ヒツ之シテ柳川シロカワ孝前セイジン調ヒツ與ヒツ  
調ヒツ與ヒツ故ハシメテ前マサニ調承センシヤウ子コト也シテ國初ヒツヨウ及シテ法國ハラクニ太石オシタ  
のアヒ人ヒト此ヒ子コト也シテ證人シヨウジン之シテ質シテ子コト也シテ了シテ  
事ヒトシ也シテ調承センシヤウ子コト也シテ調與ヒツヨウ也シテ其ヒ之シテ行ヒツ助ヒツ也シテ  
號ヒツ也シテ源スル府ハシメテ小コト也シテ之シテ多ハシメテ上ヒツ狀ヒツ之シテ總ヒツ之シテ於ヒツ也シテ於ヒツ也シテ

徳主御内所にて候。又、候と  
徳主叙寫して御船の事と仰承り。長も小使と仰りて  
前年の國書小使を國主にありしれども御事日本  
いまと一統小使です。そぞくにはとて御船の事と  
ナす事もせは小使ては候の國書と共にいふ事は  
必ずあらじ。徳主がもしとお議す事と若き事を  
又前年徳政より禮曹小使より書式を行ひて  
かよしん御内事と仰す。禮曹の事と長もひ事と  
以て徳政の人ことお識しては候の事とは伏人の城  
九月官の事とくわらと申ゆ正純と井大納言利行  
松翁伊望ち勝主安喜對馬主信林の事と云ふ

人今議。我國そひ高麗とて夷狄の國とられ  
ちる。四年の王も康の王と書とわゆる  
事より前年の國書と先長毛の草セキモヒ  
右の例小毛セキモヒとばは度小毛ても王の事と申  
うづきの小毛セキモヒとすくは儀を傳ひ。由  
儀定す。きはと作ト。藤主和泉主。狂狹の向くと  
拂ひ。江主。孝主。井口。京免。吉政とぬづく。唐弟。井  
主。今治。長毛。すかへ。とく。小儀定して國書。

式をなほりあり及ひれむの書とす。前文の式と  
ひづるに附の事約長も寛永八年小西行封馬ち  
義成シキル智柳川チヨウカワ行前エガタ調興シテイ之主役争向シテイ事行  
十二年トシにて調興事對シテイ行所シテイ奉シテイ乃將行シテイ事行  
刑ケイと定せらるゝれ、調興事方竊シヤク小拂シヤクて射能シヤノウ事

成る。六年内向本攝ちの小室や中野を  
ある。ちかく後ノ日午の大将军軍の宣ると  
仰ひ。乃仰あつた。將軍と津國の國主と  
いふ。日午の將軍と津國の礼吏も中野を  
わざき。かねりて月いづ小やうへ源氏の通  
用。是れ夷使の宣旨とす。源氏の通金小府を  
以職。名う将軍と曰ひ。其軍の將もよき。  
對馬も人柳川も前も。軍平調信とよき。外敵  
波の書了。以後將軍平調信とよき。外敵  
國の事。ゆき。お約して。もとをも。ゆき。ゆき。  
まちた。年。國書。日本。國主。はる。ゆき。  
この。信使の内小調。其由。ゆき。ゆき。え和  
の。信使の内小調。其由。ゆき。ゆき。え和

アリ。されどももとすらわにて國書乃式とひり  
ぞれ丁寧に附小焉ままで申すて小詔は小品  
とぞ。調興也。かくして方ともとひり  
日本國とちりしれ。國の字下ノ王モシニ  
書くにて波波小板亦あれ。申す所をち  
日本國の沙よりと思ひ。おもひに  
とくは宥り。おもひに。又按する  
東軍照支安も國小。國書。又曰國大  
良將軍。院敏呂宗仰。御新任。初代。孫也。  
國去ノ。日本國經夷將軍。と。小季長。ナニ年  
ノ。期。封列。も。小乃式と。用ひらき  
ち。多。洞と。洋。さ。之。文。多。行。略。と。ヒ。付。封馬ち  
義成作と。義成作と。國書の書式。今後、

日本國大君とてあまそく(さきせとく)御國かわ納す  
同十三年の結婚國とも承る書式あるやうゆえ  
シテ小治多(アシタ)山附林道秀と御前よりもく  
乃書式(シヨウジツ)紙つゝ、アシタ小内(シヨウイ)  
乃内(シヨウイ)小内(シヨウイ)と云々(アシタ)御  
印(シヨウ)お大(アシタ)と云々(アシタ)信(シヨウ)  
時(シヨウ)は事(シヨウ)は出(アシタ)は升(アシタ)伊(アシタ)持(アシタ)紙(シヨウ)の書(シヨウ)  
國主(シヨウヌミ)大(アシタ)君(シヨウヌミ)と申(アシタ)ま(アシタ)り(アシタ)我(アシタ)國(シヨウ)も(アシタ)い(アシタ)ま(アシタ)れ  
御(シヨウ)承(シヨウ)り

持綱ひすふのくみひく第一風かげすもれ  
して天和二年の聘國ハセキと紙國の書式實承  
ナニヨリ故ハシマれ同ハシマりハシマの林ハシマちをもひ行萬事ハシマて  
洋ハシマ也

### 大君の内跡ハシマとハシマ事

大君とす事ハシマハ周易ハシマからくると云ひますせん。儒  
大君は天子ハシマ也ハシマ日ハシマを國大君ハシマと稱ハシマる。而  
車ハシマ御天子ハシマの事ハシマとす。又、汲文ハシマ小皇子ハシマの名ハシマと釋  
て皇ハシマは帝ハシマ也ハシマ大ハシマ也ハシマと云ひりし

我國の大君と稱ハシマらしゆすには日本天皇ハシマとす。而  
本朝神皇ハシマの太統ハシマいまと號ハシマ溢ハシマてハシマる  
事ハシマと云ひいつきのせいハシマから人ハシマとす。而  
稱ハシマて日本天子ハシマの天皇ハシマとす。而  
之ハシマと云ひ最初ハシマ長ハシマニ連ハシマれ國事ハシマ小日本國王ハシマの  
字ハシマと云ひふくらべて御能ハシマの君ハシマと號ハシマひえ和ハシマ三皇ハシマ  
信使ハシマおハシマするをいひき。而や寛ハシマ和ハシマ小年ハシマひ天子  
の名號ハシマと云ひ稱ハシマり。而ハシマきはとひてひつま  
れよ。而ハシマは我國の君ハシマ也ハシマす。而ハシマ事ハシマと稱ハシマる者ハシマと

泊可てれゆるすすは旅宿初日午國王はま  
キはぬ能小王のハシくいも日午ノ王セ  
シテキニ卑トクテモ卑相あせらモ浅婦ノセ  
シテ御と日午モの御はるくぬ鮮國  
王の跡は卑トキシキ小ちりそりあてハ波國の  
王食おあらうすき御ふ波國の王也アテ  
キアリスル所也御ふ波國の王也アテ  
御ふキアリセ一キテ謂リキムヒキモ

波國ノアテ大王トすとのハ其宗親府正一品の  
職號號カタシテヒ跡とて其國王子の嫡子に授る  
シテ其國主の嫡子と云せまトヤ一庶子とハ玉子と  
シテ又其主の嫡子は大王の跡と受け  
度ナリハ君の跡と接けらる國制也ルの事  
其國の經國大典政事撮要小の書小洋

大王の事サキアラセドのハ冠服職回祿料より以下  
共國の書小物多くナリ冠服職回祿料より以下  
シテ共定制ありムリサヘシ御宗共大王の跡  
と称アリテキはとてヒツハル小物ハ波國  
北王後ねまシテ日午國王経小王ナリ小庶原の  
礼トイヒテ波國王小大王ヒ跡とて芝草城  
鰐清<sup>セイ</sup>上<sup>セイ</sup>許<sup>セイ</sup>清<sup>セイ</sup>のト<sup>セイ</sup>ナリト<sup>セイ</sup>ム  
ヨリヒシテ能小王サ我國のリミ<sup>セイ</sup>書<sup>セイ</sup>  
シヒ例と御考ナリ某を又のト<sup>セイ</sup>キ  
キヌムシテ鹿苑院の官方ちの内丹封<sup>ワシホウ</sup>とア  
ムキムアミシテノ日午の私序也

れ先ハ言ふる天子の封爵と色トテ今ノ事にて  
實の藩王の鷦官と云ひ稱ムよりてハ日本は  
實鷦官國の國也トと色トテ（義滿ちぬの再封  
前よりいづら藩王と云ふ能琉球のく小言の天子  
の封爵と云ひく臣屬國也とす也鷦官トは  
實の天子の官制也トと色テ藩國もとて金くあ  
官とすとくとく能琉球の大臣君琉球の主と  
キトテすも下を國と称すわの官也トと色の内  
もとらん也藩臣と云ふ藩國の臣とす、いの内  
はニ韓の國もかの内西藩も其國の臣皆  
れをかの内属して其國小王よりき今内能の主  
彼三韓の地と候毛とく其國は主これもこれ  
作下す

鷦官と云て我國の天子が称ムと云は冠履其と  
易うと云う（き御代則我國の天子を鷦天官  
の天子と脩宿（セツスル）と云ふ而候りて彼國に貢其主  
唐源の鷦官と脩宿（セツスル）と云ふ  
多く（き御事の謂と云）いとくの事と云  
申すからず其あやまちれはおの誠と云て  
前代の御事の能の聘（ヒョウ）（き小豆也て今もく  
後大君の鷦官とは修し（きよ）とて封馬も義方（

後獅子門事

正徳之年の秋御船の信使事にて諸國の國書に目ぢ  
國王廟りもあらわりすと長十二年も寛永九年  
もとまわり式乃くわざりて國書も其書小  
書うき式と誠さる極ふる方初え和主御船小  
書うき國書の式と王のみとかうすや至誠  
誠せうれりて阿小祇國もハ高麗とて夷狄國  
ひれりて日本の主る廉の主と書とおもひてゆ  
すかふ日向國もあらへつはりく事不究由

誠宣の事本おの京りて三拂とて西蕃の國  
ふき事の勿角也御ふおの天室の事とすと  
勤王而濟る廉ホウ海おの國主小治勅セラとたわり  
國史ふえく小筆と總すホノおの天皇法蕩カクれ  
李氏ムラカシの姓也三拂の地と稱して國拂と加  
解し及シテはるかに東洋の方言聘問とおもせられ  
代小絶すと日本國主御船の主と書とおもせられ  
御うれすす事のいふ是一川お船の事とて  
やれりやね船とくきりやも廉ホウ海の事とて  
主の御船の事とて減りて石舟とて居り

國王海印の臺夷タマエと書と有る。ハシムアサヒ  
は國カミとも日本國ニホンカミと書れり。是シテ書はり  
けられと書されり。而て日本國ニホンカミと書夷タマエの國カミと書と  
あゆせられ。又アリ事モノへまわづ。即國カミと思  
國主カミヌシ小まれり。由是シテ事モノへ書と書され去書。  
言モノれり之モノは、いいて、あ國カミの主シロノミコトの事モノ。即  
アリ。また事モノを、テテ長ナガニキの國書カミブ小王シロヌシの主シロノミコト  
除タクき。事モノ古シカニの例ヨリ小まれり。とす。又アリ事モノ古シカニ  
代タカラ物モノ小コトハ。書式シヨウジとて古シカニの例ヨリとす。又アリ

主シロヌシハ彼國カミカミと書シテる。書シテも日本國ニホンカミ也タリ。且  
日本國ニホンカミ下シこの主シロヌシと書シテる。次又アリより  
曰カミ。日本國ニホンカミ和カミ城シロの附アリ。國カミの主シロヌシと書シテ。又アリ。故コトハと結スル。又アリ  
書シテ。由シテとお約アリ。而て其事モノ。又アリ。誠定シロシテ。うのち  
彼國カミカミの主シロヌシ。日本國ニホンカミと書シテる。而シテて  
又アリ。とお約アリ。是シテ。而シテ。又アリ。又アリ。日本國ニホンカミと書シテ。又アリ  
うのち。主シロヌシ。日本國ニホンカミと書シテ。又アリ。日本國ニホンカミと書シテ。又アリ  
而シテ。主シロヌシ。日本國ニホンカミと書シテ。又アリ。日本國ニホンカミと書シテ。又アリ

通人京勤経代の事と日本國主と称すを御能  
の書ふみのふわへ書ぬの書ふわふくむと  
すれする金とひ玉とひ大小の字義同じ  
波文皇帝孫ふ天と以て天皇と称す玉と  
國と以て國王と称す下の名うちねりと半天連  
内緒とあくまうる事とれづれづ國主と  
称せうきり天と云ひ波り小をもちふの姫翁から  
お涉々き是國波文小皇帝のまと大君也と仰  
うえおのよ訓ホシのまと玉のまとスベラギと云ふ  
字とはコキミとしスベラギは大一統の謂ケリ  
コキミとは小君の謂と云ふ者甚大小のねり也  
天と云はすの稱也國と云はす地小條れられ行  
走の名也國は又おの小をもて封主の御事あるす  
して自ら称せうきり不就とすま故  
有りて三拂の國アカをお小臣屬ニツす時共小國也  
君長といつて王と云て称せき仕加アラはあはれ  
御れともいふ國アカすおの封爵ホウサクと云く其  
共國小主と称せてもそひ又おのの右とく以  
親之宣下のかいと封主の典ヒサシう事成すれ  
波文公と號アラすすす行書ぬの書ふみ

自ミツカ主ミツカと申ミツカ称ミツカセミツカルは紙主ミツカの御事ミツカの致ミツカりも  
ナす也ミツカを次ミツカ也ミツカと云ミツカハトと通ミツカわれとも下ミツカとて、上ミツカ  
通ミツカあつ申ミツカばは傳漢古ミツカの色割ミツカセミツカホタル  
割ミツカ毛里ミツカの又ミツカ宣主ミツカ告ミツカ報主ミツカラ  
活主ミツカ子ミツカ報主ミツカと云ミツカ也ミツカ王名ミツカトヒムズミツカシテ  
「本約合ミツカ」ミツカ而ミツカ内ミツカの割報主ミツカシテ公ミツカノ  
カミツカリシスミツカレミツカ今ミツカ和ミツカ活主ミツカ乃ミツカ内ミツカ事ミツカ小ミツカ手ミツカ  
小ミツカ事ミツカ及ミツカ手ミツカ也ミツカ而ミツカ内ミツカ海ミツカかミツカ國ミツカシテく官署ミツカ四ミツカ主ミツカ  
主ミツカ事ミツカ書ミツカ小ミツカ事ミツカて主ミツカと申ミツカて稱ミツカセミツカル事ミツカ

日本國主シマノノミコト封シタマツル時ヒメ共シテ封號シタマツルノシテと議シタマツルノシテて日本  
ち山城シマニシマの君シマノミコトの主シマノシタマツルあるシタマツルの所シタマツルノシテ西山シマニシマの属シタマツルノシテ  
高國シマニシマの約シタマツルをシタマツルり、秀シマニシマとシタマツル日本國主シマノノミコト封せ  
しは山城シマニシマの君シマノミコトとシタマツルて、仰シタマツルせば、主シマノシタマツルく領シタマツル也  
別シタマツルよも跡シタマツルとシタマツルれシタマツルて、順代王シマニシマノミコトとシタマツル跡シタマツル也  
小天子シマニシマノミコトと儀シタマツルよき、守シタマツルつる  
日本國主シマノノミコトは封シタマツルれシタマツルき、守シタマツルひ候シタマツルよ長十二年シマニシマノミコトの國書シマニシマノシタマツル  
王シマノミコトと除シタマツルれシタマツル事シタマツルとシタマツル其國シマニシマいシタマツル一統シタマツル、ゆせすと  
名シタマツルすシタマツルす事シタマツルもシタマツル人シタマツルすシタマツル沒シタマツルや今シタマツルのシタマツルも居シタマツル

内朝議テラ此シテ小日午國ニシニハラ項化王ヨウカイウ守ムツリりのミタ  
別テラ主シテ歸タマリと主シテれひテはすは國ハシマツの君臣クンチン是シテ國  
内セラウ主シテ舊キリ好アラジと勝フタらしタマリすカタマリへかくハカクよす半  
公ハラハラ事ハシマツ之シテ主シテ小シタチをシタチ王臣クンシ國ハシマツ歸タマリと同シテくま  
一ヒサシ辛楚シナシ義ヨウ辛楚シナシ項王ヨウヲ王臣クンシ同シテ楚シナシ  
約シナシき組シナシしれシナシ少シナシ無シナシ禮シナシハセシナシ例シナシるシナシす  
周ハラハラ武王ハラハラ滅シナシ王ハラハラ沙財シナシ周ハラハラ公ハラハラ旦シナシモシナシ其シナシ後シナシ周ハラハラ  
七シナシ而シナシ始シナシ年シナシのシナシもシナシせシナシとシナシハ周ハラハラとシナシ極シナシ周ハラハラ公ハラハラ旦シナシのシナシ後シナシ  
其シナシ官シナシとシナシ也シナシ周ハラハラ公ハラハラとシナシ也シナシ神シナシ名シナシのシナシ春秋シナシ毛シナシ

内寶ナガラノキ

正徳元年納解の轉向あり（まかづひき）  
祖宗の行財見しりて 内寶ナガラノキと乃同シテす  
東照宮の内宝ナガラの御國小御書ミツハシマヨシとあるが從  
仰シテるに止ムと申す事シテ御内宝ナガラと申す  
内事とは内宝ナガラ見あらきミコト文モニハ源忠恕チヨウジヨウ

右徳院敏チヨウミハ源秀丸ヒロマサ  
大猷徳院敏チヨウミハ源忠徳チヨウドク  
豈有徳院敏チヨウミハ源忠直チヨウジヨウ

常徳院敏チヨウミハ源忠敏チヨウミいづれも字號シヨウ右文ヒヨウと見しれ  
其大きさ高タカき三寸洞ミニサンスル二寸八分ハチブン忠恕チヨウジヨウの字とちりて  
國クニてアリ共ハシメ

右徳院敏チヨウミハ源譯チヨウイの字と見しれども其後又  
御譯チヨウの字と見しれど其級は沙譯サイアラムハは  
すて小國書シヨウシ小字コトコトと有アリ又沙寶サハシ文モニ  
見しらシテ御内物ナガラモノ御圖モク書シヨウも為政ヨウジ  
之シテ徳チヨウの四字と見しれ共名コモンの字と見アリふとて  
我國の内寶ナガラも又別の字と見しれシテ止ムるを

相承の内國書小沙譯とあり而もして印寶を  
別字と更ひらげにとすといで

右總院殿の印寶ノ、別字と更ひらげもりす又  
沙譯をもてて國書小字とし小也然る印寶の  
文と又印譯の字と更ひらげ事ハ別小共謂ひ也  
又印譯の下ニ字と考へ事實約ナリトハ  
紙下ナリシもの式印と姓と字と考へシもの  
れきとテ相宗代沙字(ササシ)アレヒヤツル  
印名にもあひ印字(ササシ)アレヒヤツルの二まい

ト  
ちるものとアラキミトミル同ナリハシ印譯に  
ある字と用ひシテシテシテシテシテシテシテシテ  
ナス事はゆせらばと考へシき按アラキ初日ナ  
御解和識いと申成シタル事ナニシの姑細能  
内礼曹成の文對馬も義智小鷹(ヨシタカ)書小今  
日午先為(アガル)書則我國亦無相詣之通手と之  
事もナニ事乃志彼國人信使始て事アリ禮曹  
吳憶(ウイイ)我國ハ相改小鷹(ヨシタカ)書小貴國王失奉  
照尺之書我國王益遣使仰(アラフ)シ言未竟ミスル

波國君臣の清よしわくを長二年の冬  
東熙文國書とすりて内事とすせひ事文太的胡  
能の書のとそえしものとしゆりし

東熙文の沙事ハ波國の印書とつひわく内事  
内事トすりて内事も是一レ

東熙文の印書即國か印書とすり内事  
泥す安南大泥遲羅石城小と始て西南洋の國小  
印書とすれど帆西もの香舶小印集下とすれど  
ソリモ又多シ小縫合あらふ日中船能内国注

東乃印とあひて印寶と印用をありとする事を

いぐわくき見テ

東熙文印賜の大元下後一物も即東大寺清涼院

内元小印と不系舟冉小印寶め

印書は

うて活字様共文ハ源家康○忠恕といぬ  
六字にて其字跡右文はあひ其大ニ方ニすハ

ちあき忠の字の上の一字もねじる

とのふ源の字乃印信と引けられてもしらあ付  
ちあれしもすまき紙に詳記しれましらあ付

海かの圓くの印ひわくやくすくらり等

東熙まの御寶其文ハ源忠恕の二字あるニす  
洞ニ二寸八分の由とて圓トシテ五寸八分也是

三九

右德院歎の御寶は案付長むつてよし  
金地院の巻からひ修補尙附國書の事とある  
人手をなめすりやまとすあくせんじてよし  
よ小源の字のゆと縁とと引けくよしてよし  
右小秀のまちよ志のまとすあくせんじてよし  
あすたほ方ニすあくせんじて圓トシテ五寸八分也是

十

其文是源の御國玉仲ノ政以徳の文字と有い  
ゆもらぬと寛がえきの納波國玉季(セニ)  
書は徳命之寶の字と毛ひら毛麿は皆  
内政以徳の字と用ゆるも或ハ漢篆或ハ秦篆  
其字解亦同一かあるものあくせんじてよし  
右德院歎御寶乃か甚多は皆別字と見ひれ  
三九いづる年こす御とぬせうちにも又ひれ  
トシテ右の御御と御國小走らき祇園  
内御寶小走いれどもあくせんじてよし

まし事御へやに仰  
御家内仰御は京の  
門の例ノ取せられ所の御縁内事ハ又文字の縁  
小行付ノれへもと度若度數少くまれり書  
源通義とすれ相定後故約能小賜うり書小  
源通詮トすれ益照院飯大明小まされり書小  
源内度ニ奇されり例がうてひ小内字と稱ひ  
不一と全多の上方内仲太的少くされり是は本  
國王の下と見ひられき文内二度益照院飯  
賜うり書小萬下先之庫内左更刻莫<sup>モナカ</sup>汎  
十

今後<sup>イマヨリ</sup>此<sup>アラシ</sup>は高内御能へり乍  
アラシ代<sup>アラシ</sup>小内て見ひられ不れりゆひとせ今も葉傳れ  
約小<sup>アラシ</sup>と<sup>アラシ</sup>體<sup>タツ</sup>信達順大樹<sup>タツ</sup>落<sup>ヤハラ</sup>小の四字と見ひ  
れ<sup>アラシ</sup>とは其割<sup>アラシ</sup>も大き<sup>アラシ</sup>して主御の小内と<sup>アラシ</sup>は  
同<sup>アラシ</sup>か<sup>アラシ</sup>は<sup>アラシ</sup>體<sup>タツ</sup>信達順の章<sup>タツ</sup>高内御能<sup>アラシ</sup>も  
事ハ漏<sup>アラシ</sup>不<sup>アラシ</sup>及<sup>アラシ</sup>士<sup>アラシ</sup>丈<sup>アラシ</sup>の官<sup>アラシ</sup>不<sup>アラシ</sup>料<sup>アラシ</sup>ト<sup>アラシ</sup>次<sup>アラシ</sup>や我國の  
信宣<sup>アラシ</sup>相家<sup>アラシ</sup>の内事の<sup>アラシ</sup>每度<sup>アラシ</sup>少くされば  
汝<sup>アラシ</sup>遂<sup>アラシ</sup>りんと<sup>アラシ</sup>へ京<sup>アラシ</sup>近代<sup>アラシ</sup>の例<sup>アラシ</sup>を同<sup>アラシ</sup>じ

まくいか國カニ小ちあてとちよとのてう其信シニとなぢりき  
是サリ御モニ信ヒトシすよりまくとまくとろく信シニとらる  
不ハシれ龍王リョウウの書シ也。信ヒトシすへき事モノの下シテ  
書シの事モノもひよもち下シテ御モニ政シテの章シヨウ。代  
まよとひそり共人コジンの書シ也。信ヒトシすへき事モノの下シテ  
共信コヒツとくかしり下シテと用シふ半ハーフ又  
ちかのこみとくかしり下シテと用シふ半ハーフ又  
とくかしり下シテと用シふ半ハーフ又  
とゆて傳國ツヅククニの御寶モニタマ傳ツヅク送スルが其文モニには  
文命ミケ之寶タカラの四字シヨウシと見ミひらかられ、書シの大鳥漢タカハシ  
文命ミケ數シキ于四海ヨリミラ神廟ジンボウ于帝ミテとそくへやの國王カニウガタ  
乃實ナカニ小コトて書シと作シトシ小コトてせ

ばか對馬カシマち義方ヨコウ小トシテ御教モニタマ説タマフは  
教令モニタマフ之寶タカラとシテ御寶モニタマと見ミひらかれ

附

國書カニシ小用シテ紙シの事モノを長十二三の事モノ詳  
りシテえわとシテ小用シテ紙シの事モノ裏シテ金派カニの紙シの裏シテ  
金派カニくね行シテと經シテ裏シテ金派カニの筋シテと  
筋シテ筋シテ筋シテ筋シテ筋シテ上包シテ紙シを又入れ小  
同シテ文字シテと書シ。御寶モニタマと見ミひらかシテ事モノお  
事モノ活シテ約シテ能シテ書シ式シと書シ。書シ亟シテは  
我國文カニ字シテ有シテ。御寶モニタマと見ミひらかシテ事モノも  
れき長後シテの式シテこれシテもれシテと見ミひらかシテ事モノも  
の紙シの紙シ経シテと見ミひらかシテと見ミひらかシテ國書カニシ

文と多くは書類の書体で、紙と墨を用ひて書寫  
印寶と用ひられ、事二而れ紙とくろいと書體  
納りて書類<sup>ヨリ</sup>にて其使<sup>ヨリ</sup>渡されき信使小  
吏と國書の事とありとひよせ。事の中には事  
としもて舊例ハ日本の國書、朝鮮の式と  
見ひよせ。小其式ゆきとぞりとく小改めト  
うへしとす。印墨のづり日本の書式あり  
いとく居國の書類と國のれと用ひきと  
いふと書類所にて多能の書類、國寶と用  
ゆる事と日本書類の書類、印寶とニ所  
あり敵れり。あらわす書類ひよく朝鮮の書式  
とぞり。事と去國の書類と書式とぞ

きせひき初は我國の書と源國の書式と  
ノ源國の書式とありとひよて終り。源國の書  
式と紙國の書式と小字と大字と書類のちやもと  
とぞりへき終

次に波れ書か贈れ。我國相政の印<sup>セイ</sup>書類事  
寛文と手写との名の下と見ひく太小  
字と小字のひよて比類の事とぞり。其  
宗はちもえ和三月の事より我國相政  
内官は約合の二字と見ひ共大ニ寸二分  
自今以後は下と用ゆ。其作トおもく印  
帳内<sup>ヤウタ</sup>納り。事とぞり。事と我國

相政の書此事も西便え多小變り有れど  
後へ事経代の例へば國の議政府或國  
乃相政書と定めし事ハシト有る  
此書の書號が何と云ふ事と傳ひ有  
仰聘事アゲシ小れて誠信使カミアゲアキラム  
車多滿アタマツル御忠賛エシサク封馬ウマ小賄アガフ一書  
仰き御付アゲテノハ掌ハシマ實ハシマ使印ハシマの字シヨウ又  
うか忠賛聘事と云ふ事也之のう又  
相政ち政至アシマツ御後アシマツ内義方アシマツ下アシマツ一書には  
お詫ち御御後アシマツと云ふ事也押アシマツ主と見られく下  
章シヨウハ用ひられアシマツてこれに事アシマツと云ふ事宜  
と誠定アシマツの上アシマツ小仰トアシマツれアシマツもあらず也

申四月十日 沖繩島相寫  
本紙二再回 河口吉郎筆





